

令和6年4月1日
九州地方整備局

記者発表資料

建設業における時間外労働規制の適用に対する
円滑な事業執行に向けた九州地方整備局の主な取組み

九州地方整備局では、建設業における時間外労働規制の適用にあたり、円滑な事業執行に向け下記の取り組みを実践します。

記

【新たな取組み】

- 生産性向上(≒時間外労働削減)を実感するための運用基準の再構築
 - ・5つの運用基準の改正とパッケージ運用【通称:5(ファイブ)ルール】
 - ・上記基準の適性運用を促すポイント集【通称:勘所】
 - ・働き方改革に向けたブロック説明会【3月末までに第一弾は終了】
- 「2024働き方改革対応相談窓口」の設置について
 - ・総合的な窓口として、各事務所の技術副所長等を相談窓口
- 統一現場閉所の取組み
 - ・令和6年度は毎月第4土曜日を統一現場閉所日
- 工事関係書類の様式の統一化
 - ・令和6年度中に全様式の統一化を実施予定
- 工事及び業務における現場環境改善(ウィークリースタンス)の取組
 - ・全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施

【問合せ先】

国土交通省 九州地方整備局 技術管理課 TEL 092-476-3546(技術管理課直通)

企画部	技術調整管理官	阿部 成二	(内線:3115)
企画部	技術管理課長	江口 秀典	(内線:3311)
企画部	技術管理課長補佐	東島 栄司	(内線:3312)

円滑な事業執行に向けた取り組み【主な項目】

<p><全 般></p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇働き方改革(罰則付き時間外労働規制)に向けた九地整の新たな取り組み [NEW] ・生産性向上(≒時間外労働削減)を実感するための運用基準の再構築 ◇「2024働き方改革対応相談窓口」の設置について [NEW]
<p><入札契約></p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇総合評価落札方式の適切な運用等 ◇地域企業の活用に留意した適切な規模・内容での発注 ◇実績の少ない者の受注機会拡大を図るチャレンジ型の適切な活用 ◇一括審査方式の積極的活用
<p><設計積算></p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇当初発注から積極的に見積を活用 ◇特別調査による資機材単価の事前公表 ◇「見積の徴収等により設定した材料単価」の公表不可 [NEW] ※R6.4.1以降に入札公告等を行う工事に適用 ◇適正な工期設定 ・実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の原則活用 ◇令和6年度の直轄土木工事の発注方針 [NEW] ・月単位の週休2日推進 ※R6.4.1以降に入札公告等を行う工事に適用 ◇統一現場閉所の取り組み [NEW]
<p><施工段階></p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇監理技術者の途中交代の緩和(工事目的物の施工完了時点での交代可能) ◇書類限定検査の実施の標準化 (工事工程表等41種類→工事品質に関わる資料を中心に10種類に限定) ◇建設現場の遠隔臨場の実施 ◇工事関係書類の統一化 [NEW] ◇工事及び業務における現場環境改善(ウィークリースタンス)の取組 [NEW]

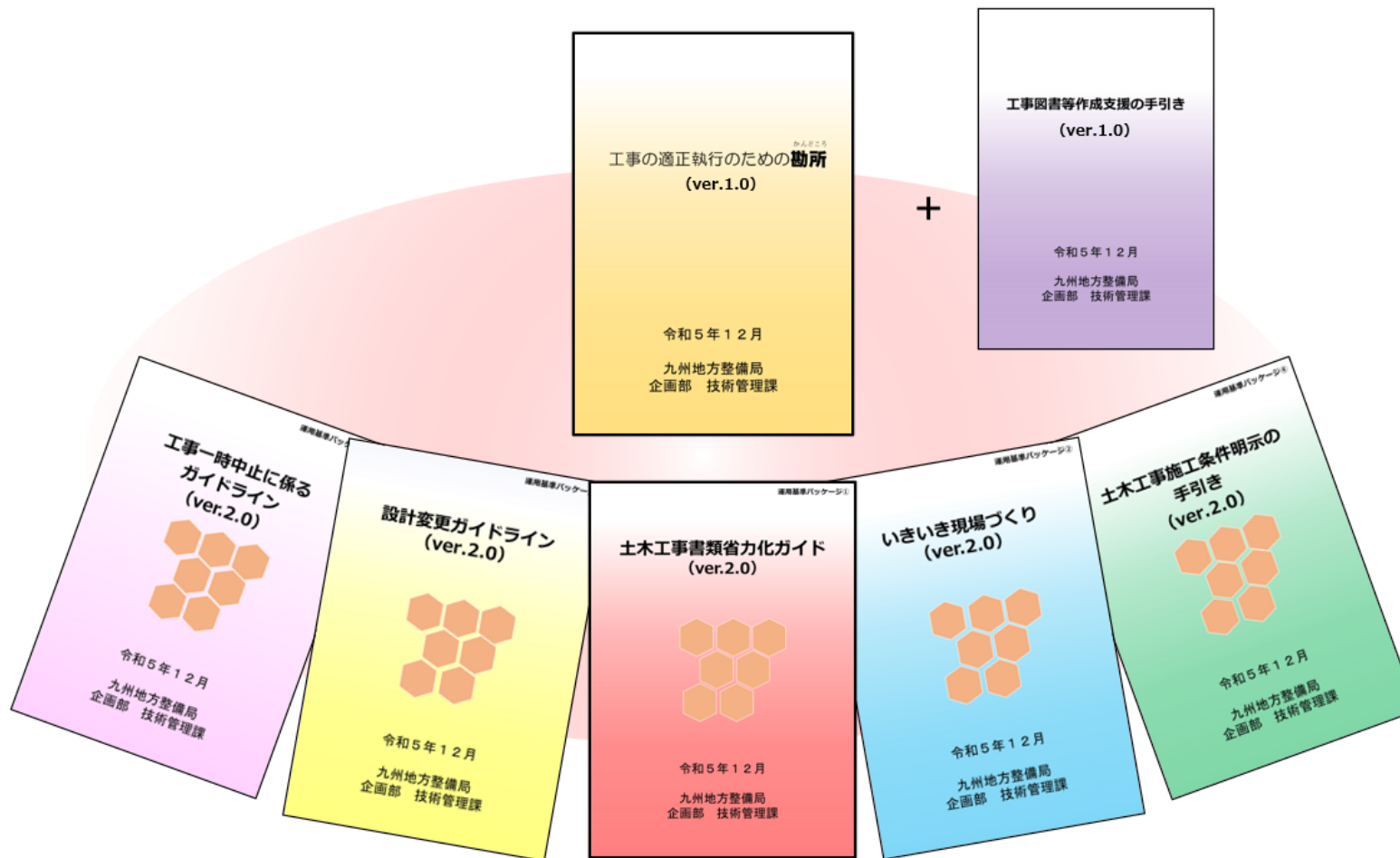
①生産性向上(≒時間外労働削減)を実感するための運用基準の再構築

- ⇒ 5つの運用基準の改正とパッケージ運用【通称: 5(ファイブ)ルール】
- ・上記基準の適正運用を促すポイント集【通称: 勘所】

②2024問題に特化した“OODAループ”による集中管理

- ⇒ 5ルールの周知や運用状況の確認、改善点などの情報収集と必要により迅速なフォロー

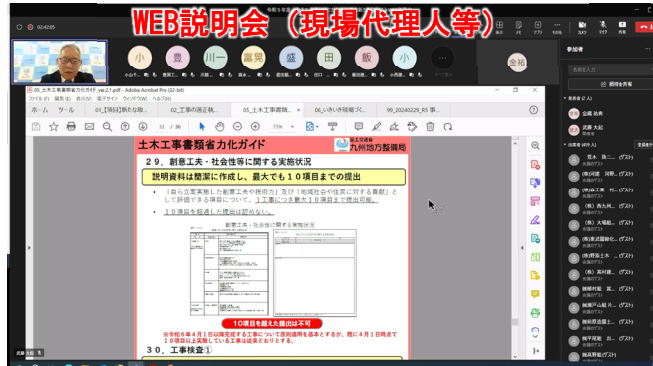
※取り組み内容は、九州地方整備局HP内で公開(URL: https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikatakaikaku.html)



働き方改革に向けたブロック説明会の実施状況 **[NEW]**

令和5年12月25日（月）宮崎県ブロックを皮切りに働き方改革（罰則付き時間外労働規制）に向けた九地整の新たな取り組みに関する説明会を実施。また、他ブロックや受注者の「現場代理人、監理技術者」向けにも説明会を順次開催、その他、説明会動画をYouTubeで配信するなど、働き方改革に向けて、発注者、受注者がおかれている現状（品確法、労基法等の社会情勢の変化等含む）等も含め、「勘所（ガイド）」等による5ルール適正運用の徹底を図った。
『令和5年度総計:2,105名(①事務所キャラバン、②WEB説明会、③YouTube配信)』

事務所				建設業協会			WEB説明会			
ブロック	開催日	出席者(担当職員・現場技術員)	出席者数	開催日	出席者	出席者数	開催日	出席者	出席者数	
福岡県	2月9日(金)	本局、筑後川河川事務所、筑後川ダム統管理事務所、九州技術事務所、福岡国道事務所、有明海沿岸国道事務所	35	福岡県建設業協会	2月8日(木)	会長、副会長ほか	2月29日(木)	現場代理人等	462	
	2月20日(火)	本局、福岡国道事務所、北九州国道事務所、遠賀川河川事務所、有明海沿岸国道事務所、筑後川ダム統管理事務所、国営海の中道海浜公園事務所	83							
佐賀県	3月7日(木)	佐賀国道事務所、武雄河川事務所、佐賀河川事務所、有明海沿岸国道事務所、国営海の中道海浜公園事務所	50	佐賀県建設業協会	3月7日(木)	会長、副会長ほか	39			
長崎県	3月6日(水)	長崎河川国道事務所	48	長崎県建設業協会	3月6日(水)	会長、副会長ほか	36			
熊本県	2月5日(月)	熊本河川国道事務所、菊池川河川事務所、阿蘇砂防事務所、緑川ダム管理所	41	熊本県建設業協会	2月5日(月)	会長、副会長ほか	YouTube配信			
	2月5日(月)	八代河川国道事務所、川辺川ダム砂防事務所、立野ダム工事事務所、八代復興事務所、熊本河川国道事務所	34				配信日	集計時点	視聴数	
大分県	2月27日(火)	大分河川国道事務所、佐伯河川国道事務所、山国川河川事務所	55	大分県建設業協会	3月15日(金)	会長、副会長ほか	3月5日(火)	3月29日(金)	800	
宮崎県	12月25日(月)	宮崎河川国道事務所	34	宮崎県建設業協会	2月21日(水)	会長、副会長ほか				
	2月22日(木)	延岡河川国道事務所	40							
鹿児島県	1月10日(水)	鹿児島国道事務所、川内川河川事務所、鶴田ダム管理所	41	鹿児島県建設業協会	3月11日(月)	会長、副会長ほか	小計	合計	1,262	
	3月12日(火)	大隅河川国道事務所	47							
			小計				小計	合計		
			508				335	2,105		



24年4月から建設業に時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、**受注者等からの各種相談窓口（「2024働き方改革対応相談窓口」）の設置を検討。**

新たな対応

●相談窓口の設置

①総合的な相談窓口として、**各事務所の技術副所長等を相談窓口とし、技術副所長等が一括して相談を受け、24年4月からの罰則付き時間外労働規制に向けて適切に対応する。**

問合せ先：各事務所HP（URL：<https://www.qsr.mlit.go.jp/links/index.html#jimusyoo>）

（※営繕及び港湾空港事務所除く）

②**企画部技術管理課においても、相談窓口を設置。**

問合せ先：・企画部技術管理課：092-476-3546

・いきいき現場づくり

（URL：qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/index1.html）

統一現場閉所の取り組み [NEW]

- 九州地方整備局、沖縄総合事務局、九州・沖縄各県・政令市において、建設業の働き方改革を推進するため、共通目標を設定し取り組んでいる。
 - 共通目標の1つとして、令和2年度より「統一現場閉所日」を設定しており、令和6年度は毎月第4土曜日を統一現場閉所日とすることとしている。また、各県が独自に実施している統一現場閉所の取り組みを県内の各機関※も推進する。
- ※令和6年度共通目標記者発表URL(九地整HP内): http://www.qsr.mlit.go.jp/press_release/r5/24031801.html



【令和6年度の九州・沖縄ブロック統一ポスター】

【統一現場閉所日の設定状況】

	R 4	R 5	R 6 予定
九州・沖縄ブロック	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
九州地方整備局	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
沖縄総合事務局	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日
福岡県	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
佐賀県	毎月第4土曜日	毎月第2・第4土曜日	毎月毎週土曜日
長崎県	毎月第2第4土・日曜日	毎月第2第4土・日曜日	毎月第2第4土・日曜日
熊本県	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
大分県	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
宮崎県	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第4土曜日
鹿児島県	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第3・第4土曜日	毎週土曜日
沖縄県	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日
北九州市	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
福岡市	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
熊本市	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日

【※取り組みを推進する機関】

国：九州地方整備局、沖縄総合事務局
県：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
政令市：北九州市、福岡市、熊本市

工事関係書類の様式の統一化

○九州地方整備局、沖縄総合事務局、九州・沖縄各県・政令市において、建設業の働き方改革を推進するため、共通目標を設定し取り組んでいる。

○共通目標の1つとして、令和2年度より「工事関係書類の様式の統一化」を設定し取り組みを進めており、令和5年度末時点で全43様式のうち31様式(72%)の統一化を実施済み。**令和6年度中に全様式の統一化を実施する予定。**

※令和6年度共通目標記者発表URL(九地整HP内): http://www.qsr.mlit.go.jp/press_release/r5/24031801.html



Press Release
令和6年3月18日
九州地方整備局

同時発表：沖縄総合事務局、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、北九州市、福岡市、熊本市

記者発表資料

建設業の更なる『働き方改革』を強力に推進するため、九州・沖縄ブロックの新たな取り組み目標を設定 ～ 建設業の魅力発信など ～

地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者としても建設業の働き方改革を加速化させることは急務となっています。

九州・沖縄ブロック土木部長等会議(国、県及び政令市)では、令和元年度より、建設業の働き方改革推進に向けた共通の取り組み目標を定めて取り組んでいるところであり、今回、令和6年度の取り組み目標として、以下のとおり新たに追加しました。

(新規)

○週休2日工事の「質の向上」に向けて

九州・沖縄ブロック統一現場閉所日の設定(毎月第4土曜日)
工事におけるウィークリースタンスの導入に向けた検討

○インフラDXの普及・拡大に向けて

ICT活用工事の対象工種の追加(河川浚渫、地盤改良工、付帯構造物設置工)
BIM/CIMの拡大・推進 など

これらの取り組みの充実により、九州・沖縄ブロックが一丸となって建設業の将来の担い手確保に向けた働き方改革を推進します。

本件に関する問合せ先

(合意事項全般、九州地方整備局に関する取り組みについて)
九州地方整備局 企画部 技術管理課 藤原、後田
電話番号:092-476-3546(技術管理課直通)(内線:3311,3312)

(沖縄総合事務局に関する取り組みについて)
沖縄総合事務局 開発建設部 技術管理課 普天間、勝野、新垣
品質確保対策室 具志堅
電話番号:098-866-0031(代表)(内線:3330,3283,3313,3122)

九州・沖縄ブロック土木部長等会議 合意事項

地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者として建設業の働き方改革を加速化させることは急務である。

そのため、九州・沖縄ブロックにおける令和6年度の共通目標を以下のとおり定め、当会議メンバー相互が連携し鋭意努力する。

《九州・沖縄ブロックにおけるR6共通目標》

■週休2日工事の「質の向上」に向けて

令和6年4月から建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることに伴い、災害復旧工事以外の全ての土木工事(※1)を「週休2日工事」の対象(※2)とし、今後、適切な工期設定や経費補正を行い、「休日の量の確保」から「休日の質の向上」を目指す。

1. 月単位での週休2日の実現に向けた取り組みを進める。
2. 毎月第4土曜日を統一現場閉所日と設定(※3)する。
また、各県が独自に実施している統一現場閉所日の取り組みを県内の各機関(※4)も推進する。
3. 工事におけるウィークリースタンスの導入に向けた検討を進める。

(継続事項)

◇共通様式で週休2日実施証明書を発行する。

■インフラDXの普及・拡大に向けて

1. ICT活用工事の対象工種(※5)の追加

新たに河川浚渫、地盤改良工、付帯構造物設置工の3工種を追加
【今までの対象工種: 土工、舗装(新設・修繕)、小規模土工、法面工】

2. BIM/CIMの拡大・推進

九州地方整備局、沖縄総合事務局においては、詳細設計・工事に原則 BIM/CIM を適用し、県・政令市においては、今後、導入に向けた検討を進める。

(継続事項)

- ◇インフラDX 合同研修会(国、県、政令市)を開催する。
- ◇共通様式でICT活用証明書を発行する。
- ◇簡易型ICT活用工事(土工)における工事成績加点を実施する。
- ◇土木工事(※6)における、「遠隔臨場活用工事」を推進する。
- ◇遠隔臨場活用効果事例集を更新する。

■工事関係書類の様式の統一化に向けて

令和2年度から実施している工事関係書類の様式の統一化について、九州・沖縄ブロックの全機関の様式を令和6年度で統一する。(全43様式)(※8)
【現在までに、31種類について統一様式へ移行し運用中(27種類→31種類)】

■建設業の魅力発信の取組拡大に向けて

(継続事項)

従来の手法に加え SNS 等を活用し、災害時の「地域の守り手」としての活動状況や若い担い手の活動等、建設業の魅力発信の拡充を図る。

継続

※未書きは、R5合意事項からの更新箇所

令和6年度における「工事関係書類の統一化」の対象書類について

様式番号	書類名称等	統一化済
1	様式-1 現場代理人等通知書	
2	様式-1(2) 経歴書	
3	様式-1(3) 現場代理人等変更通知書	
4	様式-2 請負代金内訳書	
5	様式-3(1) 工程表	○
6	様式-3(2) 変更工程表	○
7	様式-4 建設業退職金共済制度の掛金収納書	○
8	様式-5 請求書(前払金、中間前払金、指定部分完済払金、部分払金、完成代金)	○
9	様式-5(2) 請求内訳書(部分払)	
10	様式-5(3) 請求内訳書(留債部分払)	○
11	様式-5(4) 請求内訳書(指定部分払)	○
12	様式-6(1) V E提案書(契約後VE時)	○
13	様式-6(2) V E提案書(契約前VE時)	○
14	様式-6(3) V E提案書(契約後VE時)	○
15	様式-6(4) V E提案書(契約前VE時)	○
16	様式-7 品質管理員通知書	○
17	様式-9 工事打合せ簿(指示、協議、承諾、提出、報告、通知)	○
18	様式-10 材料確認書	○
19	様式-11 設備確認書	○
20	様式-12 確認・立会記録書	○
21	様式-13 工事事故速報	○
22	様式-14 工事履行報告書	○
23	様式-15 認定請求書	○
24	様式-16 指定部分完成通知書	○
25	様式-17 指定部分引渡書	○
26	様式-18 工事出来高内訳書	○
27	様式-19 請負工事経済部分検査請求書	○
28	様式-21 修繕完了証	○
29	様式-22 部分使用承諾書	○
30	様式-23 工期延期届	○
31	様式-24 支給品受領書	○
32	様式-25 支給品精算書	○
33	様式-26 建設機械使用実績報告書	○
34	様式-27 建設機械借用・返納書	○
35	様式-28 現場発生品調書	○
36	様式-29 完成通知書	○
37	様式-30 引渡書	○
38	様式-31 出来形管理図表	○
39	様式-31-2 出来形合否判定総括表	○
40	様式-32 品質管理図表	○
41	様式-33 品質証明書	○
42	様式-34(1) 創施工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	○
43	様式-34(2) 創施工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	○
全機関で統一化が完了している様式数		31種類

※上表は、国土交通省が定める「工事関係書類の標準様式」の一覧であり、国・県・政令市ごとにそれ以外の様式を用いる場合があります。「統一化済」が○の様式は、今後、九州・沖縄ブロックで統一様式として運用を図ることを決定したものです。

※統一された様式は、以下のホームページにて掲載しています。
(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/koujisyouri.html)

※上表は、土木工事についてまとめたものであり、土木工事以外の工事で個々の取り組みを行う場合があります。

工事及び業務における現場環境改善(ウィークリースタンス)の取組 [NEW]

- **全ての工事及び業務を対象**に現場環境の改善に向けた取組を定めた**実施要領を策定**。
- 標準項目として、「**依頼日・時間及び期限に関すること**」「**会議・打合せに関すること**」「**業務時間外の連絡に関すること**」を設け、現場環境改善に努める。

(1) 目的

2024年度より建設現場においても、**時間外労働の上限規制が適用**されることを踏まえ、**全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施**し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

(2) 対象

全ての工事・業務を対象(災害対応等緊急を要する場合は除く)

(3) 取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

1) 標準項目

① 依頼日・時間及び期限に関すること

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

② 会議・打合せに関すること

- ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない(具体的な時間を設定)
- ・打合せはWEB会議等の活用に努めること。

③ 業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない。(ASP・メール含む。)
- ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

2) 追加項目

その他について、受発注者間において確認のうえ決定しても良い。

(4) 進め方

受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、**柔軟性をもった取組とすること**。
工事や業務に差し支えないよう、**スケジュール管理を適切に実施**し、取組を実施すること。